

生きものの恵みを次の世代へ

かながわ生物多様性計画 【概要版】



生物多様性とは

全ての生きもの間に違いがあることをいうものとされており、次の3つのレベルで多様性があるとされています

- I 生態系の多様性
森林や里山、河川、海などの様々な環境が存在すること
- II 種間(種)の多様性
動物から菌類、バクテリアに至る様々な生きものが存在すること
- III 種内(遺伝子)の多様性
同じ種であっても個体の形や模様、生態などに違いがあること

この生物多様性を「つながり」と「個性」という言葉に置き換えることができます

「つながり」は、食物連鎖などの生きもの間の関係や、山・川・海の連続性といった生態系間の関係などを表し、

「個性」は、同じ種であっても個体が少しずつ違うことや、それぞれの地域に固有の生物相があることを表す言葉としてとらえることができます



目標
地域の特性に応じた生物多様性の保全
生物多様性の理解と保全行動の促進

計画期間 2016 - 2020 (5年間)

エリアをまたぐ取組

野生鳥獣との共存を目指した取組

地域住民や市町村などが主体となって行う鳥獣の捕獲や追い払い、農地等への侵入を防止する防護柵の設置などの鳥獣被害対策を支援します

ニホンジカとニホンザルについて、地域個体群の維持を図りつつ被害等の軽減・防止を図るため、県と市町村が連携・分担して被害防除対策を実施するとともに、生息状況などのモニタリングをし、対策の効果検証と見直しを行います



外来生物の監視と防除

外来生物の分布状況の情報収集を行うとともに、防除対策の取組事例などの情報提供を行い、地域主体の外来生物の防除活動を促進します

特定外来生物
オオキンケイギク



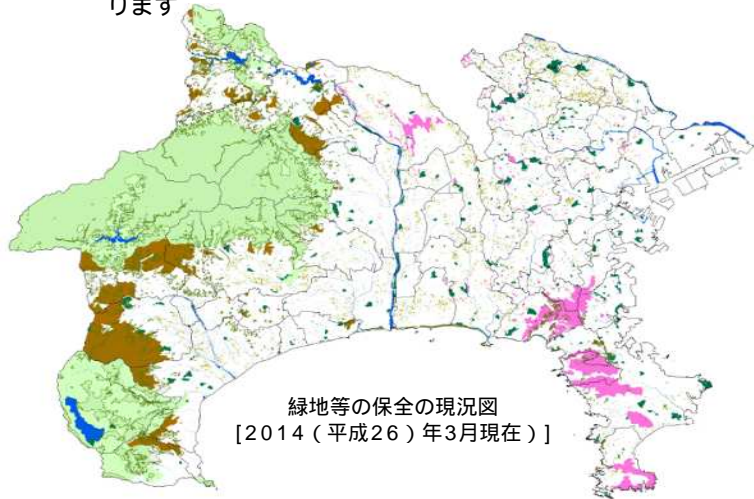
生態系への影響が大きいアライグマの対策を進めるとともに、市町が実施する台湾リスの対策を支援します

法令・制度等を通じた生態系の保全



市町村と連携して法令による地域指定や都市公園の整備など地域の特性等に応じた手法を選択し、緑地等の保全を図ります

市町が策定する「緑の基本計画」と県の施策等との整合性を図り、市町と連携して生態系の保全を図ります



- 都市公園
- 近郊緑地保全区域
- 歴史的風土保存区域
- 特別緑地保全地区
- 生産緑地地区
- 保安林
- 自然環境保全地域
- 自然公園

生物多様性の保全のための行動の促進

生物多様性の保全の基盤となる情報の収集・発信や、多様な主体による生物多様性の保全のための取組を促進するとともに、自然が実感できる場を提供するなど、生物多様性に関する環境学習・教育を推進します

県民 企業 行政

生物多様性に関する情報サイトの整備 など

企業等による講座への講師派遣による支援 など

学校や地域における環境学習・教育の支援 など